

静岡理科大学における研究費に係る不正防止計画を次のとおり定める。

体系区分	不正を発生させる要因	要因の概要	対応策	主な関連部署	対策実施内容	実施予定時期
責任体制の明確化	組織を構成する役職者の公的研究費の適切な運営に対する認識の不足	公的研究費の運営・管理を行う組織の役割、責任の所在、範囲と権限について、組織の構成者の認識が不十分である。	・「静岡理科大学における公的研究費の運営・管理に関する規程」に基づく組織の役職者の役割について、公的研究費の不正使用に係わる本学の基本方針を踏まえて大学執行部に説明を行い、理解を促進する。 ・公的研究費の運営・管理を行う組織を大学HPに掲出する。	不正防止計画推進室 コンプライアンス推進責任者	【継続】 公的研究費の運営・管理を行う組織を大学HPに掲出	令和6年度中
運営・管理の環境整備	公的研究費の運営・管理に関するルールの必要性に関する認識不足	公的研究費の運営・管理を適正に行う必要性についての理解が全般的に不十分である。	・公的研究費に関する管理・運営を適正に行う必要性について、「本学が管理する経費（研究費を含む）等の執行について」（令和6年3月18日改定：学長通達）に基づき、周知徹底を図ると共に、内容に関して必要に応じて随時見直しを図る。 ・新着任教職員に対してコンプライアンス教育を実施し、併せてコンプライアンスに誓約書の提出を求める。併せて、啓発活動を実施する。 ・全教職員を対象としてコンプライアンス意識を高めるため、改めてコンプライアンス研修を企画し、実施する。 ・新規に競争的資金に係わる研究費を採択した教員に対する予算事務説明を実施する。 ・研究費等の不正防止に関する意識を把握するため、アンケート調査を行い、その結果を集計・分析を行う。	不正防止計画推進室 コンプライアンス推進責任者	【継続】 ・新任教職員に対するコンプライアンス教育の実施 ・啓発活動を目的とするメール配信を定期的に実施 ・競争的資金を取得した教職員に対する説明会の開催 ・不正防止計画推進室による啓発の実施 【新規】 ・研究費等の不正防止に関する意識を把握するため、アンケート調査を行う	令和6年度中
運営・管理の環境整備	相談窓口、不正使用・不正行為の通報窓口の存在の周知が不十分	公的研究費に関する不正使用・不正行為に対する相談、通報窓口の存在について、十分な周知ができていないため、必要な報告等が通報されないおそれがある。	・公的研究費に関する不正使用・不正行為に関する窓口の存在について、引き続き大学HPへの掲載を行う。 ・公的研究費の不正使用に関する告発があった場合の本学の対応について、大学HPに明示する。	不正防止計画推進室 総務課	【継続】 ・コンプライアンス教育の実施 ・通報・相談窓口の大学HP及び啓発リーフレットへの記載	令和6年度中
運営・管理活動	公的研究費全般の相談等の取り扱い窓口の認識不足	公的研究費に係る相談担当窓口が認識されておらず、研究者と事務職員との間で意思疎通が円滑でない等により、誤った解釈のまま予算執行管理をされるおそれがある。	・公的研究費に係る相談等については、申請、執行、管理、報告など担当窓口一覧にて明確にし、周知する。 ・研究費等の管理に関する知識・問題意識を持った職員を育成し、適正な対応がとれるようにする。また研究者から担当に寄せられる質問・相談への対応について、とりまとめを行い、適切な対応ができるよう課内で共有する。	総務課 社会連携課	【継続】 公的研究費に係る担当窓口一覧を啓発リーフレットに記載 【新規】 担当に寄せられる質問・相談事項のとりまとめと対応についての共有を図る。	令和6年度中
運営・管理活動	出張に関する不正防止策の不徹底	出張の事実確認に耐えうる出張報告等の提出に対する理解不足により、適切な報告が行われないおそれがある。	・第三者による監査に耐えうるよう、出張先・訪問先の担当者名や連絡先、並びに、出張目的やその内容に関する出張報告書の作成を継続する。 ・訪問先・宿泊先等に直接問い合わせを行う定期的なモニタリング調査について、不正防止計画推進室で実施ガイドラインを作成し、総務課で実施する。	不正防止計画推進室 総務課 コンプライアンス推進責任者	【継続】出張報告書への記載内容について具体的に記載するよう継続して実施。 【新規】 出張命令簿兼出張旅費請求書に関するモニタリング調査を実施するためのガイドラインを作成し実施	令和6年度中
不正防止計画	不正を発生させる要因の体系的な評価ができていない	公的研究費に関する不正を発生させる要因を抽出し、評価する組織的な対応が不十分となると、不正が発生するおそれがある。	・現状で把握しうる不正を発生させる要因を抽出し、その対応に関する不正防止計画を継続して策定する。 ・不正防止計画を所掌する防止計画推進室において、要因の抽出と評価、対策を継続的に行い、不正の発生要因に対する具体的な対策と行う。	不正防止計画推進室 総務課	【継続】 不正防止計画の策定・実行	令和6年度中
内部監査	内部監査におけるモニタリング調査、リスクアプローチ監査の未実施	内部監査については、毎年度ルールに則した対応がなされているかについての監査は行われているが、モニタリング調査、リスクアプローチ的な手法を用いた監査は十分行われていない。	・令和3年度から実施している競争的資金に関する内部監査への監事や公認会計士の立ち合いを継続する。 ・従前の監査に加えて、出張や謝金支出に関する業務に関するリスクアプローチ監査として、教職員や学生へのヒアリングの実施や、モニタリング調査の実施について、対応を図る。	不正防止計画推進室 総務課	【継続】 ・競争的資金に関する内部監査への監事及び公認会計士の参加 ・内部監査・監事監査におけるモニタリング調査の実施	令和6年度中